

国立大学法人小樽商科大学学長選考規程

(平成17年8月8日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における学長候補者等の選考及び学長の任期に関し、必要な事項を定める。

(学長の選考機関)

第2条 学長の選考は、小樽商科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が、本規程に基づき行う。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし、6年を超えて在任することはできない。

- 2 任期満了前に学長を欠いた場合の後任者の任期は、4年を経過する日が属する年度の年度末までとし、再任を妨げない。ただし、6年を経過する日が属する年度の年度末を超えて在任することはできない。

(選考の時期)

第4条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- 2 選考会議は、前項の学長の選考を行う場合、選考の開始とその事由及び第8条に規定する投票管理委員会の設置について、学内に公示する。
- 3 第1項第1号に該当する場合は、原則として任期満了の日から3ヶ月前までに、選考を終了する。
- 4 第1項第2号及び第3号に該当する場合は、原則としてその日から30日以内に、第7条に規定する意向聴取を開始する。

(選考の基準)

第5条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、選考会議が別に定める基準により選考する。

(選考方法)

第6条 学長の選考は、第11条第4項に規定する候補者名簿のうちから、第13条に規定する意向聴取の後、選考会議委員（以下「委員」という。）が第15条に規定する協議又は投票により行う。

(意向聴取の対象及び方法)

第7条 選考会議は、学長の選考にあたり、教職員から意向聴取を行う。

2 前項の意向聴取は投票（以下「意向投票」という。）によって行う。

(投票有資格者)

第8条 前条第2項の投票の資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、投票の公示の日に本学に在職する次の各号に掲げる者とする。ただし、休職中の者及び停職中の者を除く。

(1) 学長及び理事

(2) 専任の教授、准教授、講師、助教及び助手

(3) 教務職員、事務職員及び技術職員

2 有資格者が投票の日までにその資格を失った場合は、投票することができない。

(投票管理委員会)

第9条 選考会議は、投票を行なうために投票管理委員会を設置する。

2 投票管理委員会は次の各号に掲げる委員により構成する。

(1) 経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育系、言語センター及びアントレプレナーシップ専攻から選出された教員 7名

(2) 事務局長が指名する事務職員

(学長候補予定者の推薦)

第10条 選考会議は、学長候補予定者（以下「候補予定者」という。）としての推薦を得るために、有資格者による単記無記名投票（以下「推薦投票」という。）を実施する。

2 前項の規定による推薦投票のほか、小樽商科大学組織・運営規程第12条第2項第5号に規定する経営協議会学外委員は、それぞれ候補予定者を1名推薦することができる。

(候補予定者及び学長候補者の選出並びに候補者名簿の作成等)

第11条 選考会議は、推薦投票による得票上位5名以内の者（ただし、得票数が2票以上である者に限る。）及び前条第2項の規定により推薦された者を候補予定者として選出する。ただし、推薦投票による得票上位者において、5名に達する得票順位に2名以上の得票同数の者がある場合は、それらの者を全て加えるものとする。

2 選考会議は、候補予定者について、候補予定者名簿を作成し、公表する。

3 選考会議は、候補予定者に学長候補者（以下「候補者」という。）となることの諾否の確認を行い、承諾した者を候補者として選出する。

4 選考会議は、前項に基づき選出した候補者の名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成し、公表する。

(候補者の所信等)

第12条 選考会議は、候補者に対し、所信の提出を求め、所信を公表する。

(意向聴取の実施)

第13条 選考会議は、候補者名簿に記載された者について、有資格者により単記無記名による意向投票を実施し、有資格者の過半数の票を得た場合には意向聴取を終えたものとする。

2 選考会議は、前項の投票により、有資格者の過半数の票を得た候補者がいない場合は、有資格者により得票上位2名の候補者についての単記無記名による意向投票を実施し、投票総数の過半数の票を得た場合には意向聴取を終えたものとする。

3 選考会議は、前項の投票により、投票総数の過半数の票を得た候補者がいない場合は、前項の候補者についての単記無記名による意向投票を実施し、得票多数の者を得た場合には意向聴取を終えたものとする。

4 前項の投票において、得票同数の場合又は有効投票が投票総数の過半数に満たない場合には、選考会議の議を経て、その後の扱いについて決定するものとする。

(不在者の意向聴取)

第14条 第10条第1項及び前条に規定する投票に係る不在者投票は、次に掲げる者に認める。

- (1) 全ての投票の期間、国内又は海外に出張等で不在により投票できない者
- (2) 短期的に不在となり投票日に投票できない者

(学長予定者の選出)

第15条 選考会議は、候補者名簿に記載された者について協議し、学長予定者を選出する。

2 選考会議は、協議に先立ち、候補者に対して面談を行う。

3 選考会議は、第1項の規定による協議において選出に至らない場合は次の各号による投票を実施し、学長予定者を選出する。

- (1) 単記記名による投票を実施し、委員総数の過半数の票を得た者を、学長予定者（以下「予定者」という。）として選出する。
- (2) 前号の投票により、委員総数の過半数の票を得た候補者がいない場合は、得票上位2位までの候補者についての単記記名による投票を実施し、投票総数の過半数の票を得た者を、予定者として選出する。
- (3) 前号の投票により、投票総数の過半数の票を得た候補者がいない場合は、再協議を行い、前項の候補者についての単記記名による投票を実施し、得票多数の者を、予定者として選出する。

3 前各項に規定する投票に係る不在者投票及び代理投票は認めない。

(予定者の決定等)

第16条 選考会議は、第15条により選出された予定者に対し、その旨を本人に伝えるとともに、選考会議が別に定めるところにより、速やかに学内に公示するとともに社会に公表する。

(委員が候補予定者となった場合の措置)

第17条 委員が候補予定者に選出された場合は、委員としての資格を失うものとし、学長は、直ちに補欠の委員を選任する手続きを行わなければならない。

(学長の業績確認)

第17条の2 学長選考会議は、毎年度1回、監事監査結果報告書等に基づき、学長の業績評価を行うものとする。

(学長の解任)

第18条 選考会議は、学長が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、審査のうえ、国立大学法人法第17条第4項の規定に基づき、文部科学大臣に申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

(解任の審査請求)

第19条 選考会議は、次の各号のいずれかに掲げる解任の審査請求があった場合は、審査を行う。

- (1) 国立大学法人小樽商科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）構成員の3分の2以上の請求
- (2) 小樽商科大学学部・大学院合同教授会（以下「合同教授会」という。）構成員の3分の2以上の請求
- (3) 有資格者の過半数の請求
- (4) 選考会議委員の請求

2 選考会議は、前条に規定する審査を行うにあたり、経営協議会及び合同教授会の意見を聴取するものとする。

3 選考会議は、前条に規定する審査を行うにあたり、学長から請求があった場合には、意見陳述の機会を与えるものとする。

(解任の申出の決定)

第20条 選考会議は、前条に規定する審査を行い、第18条に規定する申し出について審議し、委員総数の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(審査結果の公表)

第21条 選考会議は、前条に規定する審査及び審議の結果を学長に通知するとともに、公表する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、学長選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月8日から施行する。

2 この規程の施行の日に現に学長の職にある者の任期は、平成16年3月31日以前の学長であった期間を通算するものとする。

附 則

この規程は、平成19年9月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月11日から施行する。